

藤田医科大学 I R 推進センター規程

平成28年規程第10号

施行 平成28年 8 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、藤田医科大学（以下、本学という）に設置する藤田医科大学 I R（Institutional Research）推進センター（以下、I R 推進センターという）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第 2 条 I R 推進センターは、本学の教育の質の保証と向上を図るため、学内外の多様なデータを収集し、本学の教育及び学生支援に関する諸データの統合分析と情報提供等（以下、I R 活動という）を行い、本学の教育活動の充実、発展に寄与するものとする。

(組織)

第 3 条 I R 推進センターは、学長直轄の組織とする。

2. I R 推進センターの下に次の各号に掲げる分室（以下、学部 I R 分室という）を設置する。

- (1) 医学部 I R 分室
- (2) 医療科学部 I R 分室
- (3) 保健衛生学部 I R 分室

(構成員)

第 4 条 I R 推進センターは次の各号に掲げる者（以下、構成員という）をもって構成する。

- | | | |
|--------------------|-----|--------|
| (1) I R 推進センター長 | | 1 名 |
| (2) 副センター長 | | 3 名 |
| (3) 医学部 | 教職員 | 10 名以内 |
| (4) 医療科学部 | 教職員 | 10 名以内 |
| (5) 保健衛生学部 | 教職員 | 10 名以内 |
| (6) I R 推進センター事務局員 | | 1 名 |
| (7) その他構成員 | | 5 名以内 |

2. 学長又は I R 推進センター長（以下、センター長という）が必要と認めるときは、構成員以外の教職員に対し協力を求めることができる。

(構成員の選定)

第 5 条 センター長は、前条第 1 項第 3 号乃至第 7 号に掲げる構成員を含む本学の教職員の中から、学長が指名し、理事会の承認を経て、学長が任命する。

2. 副センター長は、前条第 1 項第 3 号乃至第 5 号に掲げる構成員ごとに、当該構成員の

中から、当該各号に掲げる学部の学部長の推薦を受けた1名を、学長が任命する。

3. 前条第1項第3号乃至第5号の構成員は、前項に定める者のほか、次の各号に掲げる者により構成する。

(1) 学部ごとに、当該学部の教員の中から、当該学部の学部長の推薦に基づき、学長が任命した者

(2) 学部ごとに、大学事務局の職員の中から、大学事務局長の推薦に基づき、学長が任命した者

4. IR推進センター事務局員は、大学事務局の職員の中から大学事務局長の推薦に基づき学長が任命する。

5. その他構成員は、センター長が必要と認める場合に、大学事務局及び法人本部の職員の中からセンター長の推薦に基づき学長が任命する。

(構成員の兼任)

第6条 副センター長は、それぞれが所属する学部の学部IR分室の室長を兼任する。

2. 第4条第1項第3号乃至第5号に掲げる構成員は、当該各号に掲げる学部の学部IR分室の構成員（以下、学部IR分室員という）を兼任する。

3. IR推進センター事務局員は、すべての学部IR分室の学部IR分室員を兼任する。

(構成員の役割)

第7条 センター長は、学長の命を受け、IR推進センターの業務を統括する。

2. 副センター長はセンター長の統括管理の下に、それぞれが所属する学部の学部IR分室の活動の遂行に関して、指揮、監督を行う。

3. IR推進センター事務局員は、IR推進センターの事務を行う。

4. その他構成員は、センター長の特に命じるIR推進センターに係る業務を行う。

(センター長及び副センター長の代行)

第8条 センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した副センター長があるときは当該副センター長、センター長が指名していないときは学長が指名した副センター長が代行する。

2. 副センター長に事故あるときは、センター長の指示に基づき、第4条第1項第3号乃至第5号に掲げる構成員の中から、当該副センター長が所属する、当該学部に係る構成員が代行する。

(任期)

第9条 センター長の任期は年度毎に2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中でセンター長が退任した場合に、学長から指名を受けた後任者の任期は前任者の残任期間とする。

2. 副センター長の任期については、前項の「センター長」を「副センター長」と読み替えて準用する。

3. センター長以外の構成員の任期も年度毎に2年とし、再任を妨げない。ただし、構成

員に欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第10条 IR推進センターは、次の各号に掲げる事項に係る業務を行う。

- (1) 学習時間・教育の成果等に係る情報の収集・分析・報告に関する計画の立案と実施に関する事項
 - (2) 第1号に掲げる以外のIR活動に関する計画の立案と実施に関する事項
 - (3) その他IR推進センターの目的を達成するために必要な事項
2. IR推進センターが調査・分析した結果は、学長の承認を得て、学内外に公表する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、学内のみの公表に留めるか、又は一部について学外への公表を控えることがある。
- (1) 分析結果から個人が特定できる又は推測される可能性がある場合
 - (2) 公表により個人のプライバシーを侵害する可能性がある場合

(学部IR分室の業務)

第11条 学部IR分室は、その業務として、当該学部における次の各号に掲げる事案についての情報の収集、分析及び報告を行う。なお、第2号乃至第4号に掲げる業務を行うに際しては、センター長の承認を得るものとする。

- (1) 前条第1項において定める事案
 - (2) 学部IR分室が独自に検証する事案
 - (3) 学部長から検証を求められる事案
 - (4) 教授会から検証を求められる事案
2. 前項第1号乃至第3号に掲げる事案についての分析結果はセンター長、当該学部の学部長に対し、順次報告を行った後、前条第2項に基づいて公表する。
3. 第1項第4号に掲げる事案についての分析結果の報告及び公表については、前項を準用する。ただし、「当該学部の学部長に対し」を「当該学部の学部長及び教授会に対し」と読み替える。

(運営委員会)

第12条 IR推進センターに、センターの運営及び活動の遂行に関し審議するため、IR推進センター運営委員会（以下、委員会という）を置く。

2. 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) IR活動の計画の立案に関する事項
 - (2) IR活動の実施に関する事項
 - (3) その他センターの運営に関する事項
3. 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- | | |
|-----------------------|------|
| (1) センター長 | 1名 |
| (2) 副センター長 | 3名 |
| (3) 大学事務局学務部に所属する職員 | 2名以内 |
| (4) 大学事務局教務企画部に所属する職員 | 2名以内 |

- | | |
|------------------------|------|
| (5) 大学事務局総務部に所属する職員 | 2名以内 |
| (6) 法人本部広報部に所属する職員 | 2名以内 |
| (7) 法人本部IT企画開発部に所属する職員 | 2名以内 |
| (8) その他センター長が必要と認めた者 | 2名以内 |

4. 前号第3号乃至第7号の職員は、それぞれの所属の課長以上の役職者から選出し、学長が任命する。
5. 第3項第3号乃至第8号に掲げる委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第13条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する副センター長が、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第14条 委員会は、原則として月1回定期的に又は委員長が必要と判断した都度開催する。

2. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員会の議事は、委員の過半数の賛成をもって決する。なお、賛否同数のときは議長が決する。

(事務)

第15条 委員会の事務は、IR推進センター事務局員が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるほか、IR推進センターの運営に関し必要な事項は、全学教学運営委員会が定める。

(改正)

第17条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、平成28年8月1日から施行する。
なお、この規程の施行をもって、藤田保健衛生大学IR委員会規程を廃止する。
2. 平成30年9月1日一部改正
3. 平成30年10月10日一部改正
4. 平成31年4月1日一部改正
5. 令和2年4月1日一部改正

6. 令和4年4月1日一部改正